

令和3年度

動物愛護センター事業概要



はじめに

当センターは、昭和 62 年 4 月に豊田市内に開設され、本所・3 支所体制で県内の動物愛護の拠点として業務を行っております。

令和元年 6 月、「動物の愛護及び管理に関する法律」（動愛法）の一部改正により、初めて法律に「動物愛護管理センター」について明記されたことから、令和 2 年 4 月、名称を「愛知県動物保護管理センター」から「愛知県動物愛護センター」に改め、再スタートしたところがあります。

センター開設後 30 数年が経過し、動物愛護を取り巻く情勢は大きく変化してきております。

当センターが開設された昭和 62 年度には、犬・猫の引取りが年間約 39,000 頭（犬：20,767 頭 猫：18,291 頭）、また、犬・猫の殺処分が年間約 47,000 頭（犬：29,173 頭 猫：17,832 頭）でありましたが、令和 3 年度には引取りが 152 頭（犬：46 頭 猫：106 頭 昭和 62 年度比 0.4%）、殺処分が 424 頭（犬：198 頭 猫：226 頭 昭和 62 年度比 0.9%）まで減少しております。

このことは、動物愛護思想の醸成により、ペットを家族の一員として終生飼い続けるという意識を強くもっていただけるようになったことが最も大きな理由ではないかと考えております。また、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により「おうち時間」が増えたことから、ペットに癒しを求める方が増えているといわれております。しかし、安易にペットを飼い始めると、後に飼いきれなくなって飼育放棄や遺棄につながるおそれもあります。

今回の動愛法の改正により、本年 6 月から、犬、猫の販売業者に対しマイクロチップの装着について義務化されました（一般の飼い主については努力義務）。

災害時等で飼い主と離ればなれになってしまったペットと再会しやすくなる、遺棄防止につながる等、好意的な意見がある中、動物の体内に異物を入れることに抵抗がある、という方も一定数いらっしゃるようです。

当センターでは、義務化に先駆けて、令和 2 年 4 月から当センターから譲渡する犬猫については、すべてマイクロチップを装着しております。万が一、その子たちが迷子になってもすぐに飼い主のもとに戻ってほしいと願っております。

また、令和 4 年 6 月には関係省令が施行され、動物取扱業の遵守基準が厳格化・具体化されました。当センターとしましても、これまで以上に業者に対する厳格な立入検査を実施し、基準に適合できていない場合には必要な行政指導等を行うなど、動物たちが販売施設等において、できるだけよい環境で暮らしていけるようにしてまいります。

当センターとしましては、今後ともボランティア団体の皆様のご協力をいただきながら、県民の皆様の動物愛護に関する精神の涵養を図り、センター職員一同、人と動物の共生する社会の実現に向けて尽力してまいります。

令和 4 年 9 月

愛知県動物愛護センター

所 長 高柳 浩二

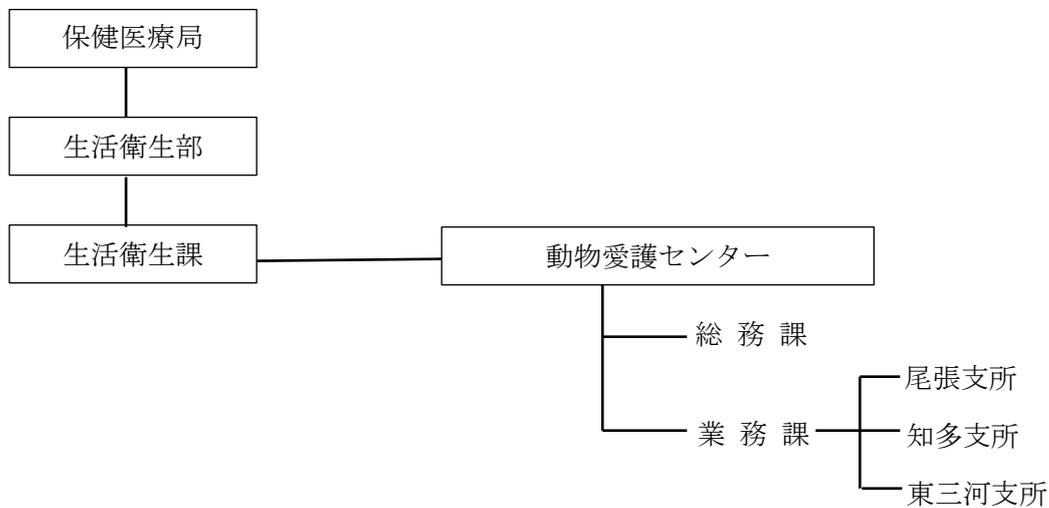
目 次

| | |
|---------------------|---------|
| 第1 センターの概要 | |
| 1 組織機構及び職員数 | …………… 1 |
| 2 業務の担当区域及び管内の概要 | …………… 1 |
| 第2 令和3年度事業の概要 | |
| 1 動物愛護普及啓発 | …………… 3 |
| 2 家庭犬のしつけ方教室 | …………… 5 |
| 3 犬・猫の苦情、犬の捕獲・抑留 | …………… 5 |
| 4 犬・猫の引取り | …………… 7 |
| 5 負傷動物の収容 | …………… 8 |
| 6 犬・猫の譲渡 | …………… 8 |
| 7 犬・猫の殺処分 | …………… 9 |
| 8 中核市からの受託事業 | ……………10 |
| 9 動物取扱業に関する事業 | ……………10 |
| 10 特定動物の飼養の制限に関する事業 | ……………12 |
| 第3 参考 | |
| 1 沿革 | ……………14 |
| 2 センターの施設概要 | ……………15 |
| 第4 資料 | |
| 1 市町村別業務内訳表 | ……………16 |
| 2 過去10年間の統計グラフ | ……………19 |

第 1 センターの概要

1 組織機構及び職員数

(1) 組織図



(2) 職員数

(令和4年4月1日現在)

| 所属 \ 職種 | | 事務職 | 技術職 (獣医師) | 動物管理 指導員 | 非常勤 職員※ | 計 |
|---------|-----|-----|--------------|-------------|------------|--------|
| 本所 | 所長 | | 1 | | | 1 |
| | 次長 | 1 | | | | 1 |
| | 総務課 | 2 | | | 1 | 3 |
| | 業務課 | | 4 | 8 | 3[3] | 15[3] |
| 尾張支所 | | | 2 | 7 | 4[3] | 13[3] |
| 知多支所 | | | 2 | 4 | 5[3] | 11[3] |
| 東三河支所 | | | 2 | 4 | 5[3] | 11[3] |
| 計 | | 3 | 11 | 23 | 18[12] | 55[12] |

※：[]は宿日直代務員を再掲

2 業務の担当区域及び管内の概要

(令和4年4月1日現在)

(1) 担当区域 (名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市を除く)

| | |
|------|--|
| 本所 | 瀬戸市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町、幸田町 |
| 尾張支所 | 春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村 |

| | |
|-------|---|
| 知多支所 | 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町 |
| 東三河支所 | 豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村 |



(2) 管内概要

| | 市町村数 | 世帯数 | 人口 | 犬登録総数 | 世帯数 |
|-----------|------|-----------|-----------|---------|-------|
| | | | | | 犬登録総数 |
| 本 所 | 14 | 524,407 | 1,278,376 | 73,879 | 7.1 |
| 尾 張 支 所 | 18 | 562,073 | 1,353,007 | 83,511 | 6.7 |
| 知 多 支 所 | 10 | 259,970 | 622,574 | 37,264 | 7.0 |
| 東 三 河 支 所 | 7 | 146,087 | 372,066 | 22,931 | 6.4 |
| 計 | 49 | 1,492,537 | 3,626,023 | 217,585 | 6.9 |

第2 令和3年度事業の概要

1 動物愛護普及啓発

(1) 動物ふれあい教室

園児等が、犬・猫とのふれあい方を学び、動物を愛する気持ちを育み、動物も人間と同じ生き物であることを感じることで、生命尊重の心を持ち続けさせることを目的としている。

例年、協力団体が所有する犬・猫と一緒に保育園等へ訪問し、園児等とのふれあいを行うが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施できなかった。

(2) 体験学習

学校の授業の一環として、当センターでの施設見学・取材、職場体験を積極的に受け入れ、「命の大切さ」、「動物に対する人間の責任と義務」等に関する啓発を行った。

| | |
|------|-----|
| 実施回数 | 30 |
| 参加人数 | 109 |

(3) 本所動物愛護館、支所愛護室への来場者受入

動物に関する図画、ポスターなどを展示し、来場者に動物愛護学習を行うなど、動物愛護に対する理解を深めた。

| | |
|------|-------|
| 来場者数 | 8,025 |
|------|-------|

(4) 地域猫活動の推進

所有者のいない猫問題の対策の一つとして、所有者のいない猫の数を増やさないために、地域の十分な理解のもとに、不妊去勢手術を施したうえで、一代限りの命を全うするまでその地域で適切に共同管理する活動、いわゆる「地域猫活動」がある。

この地域猫活動を推進するため、市町村、地域住民、ボランティア団体などからの依頼に応じて、地域猫説明会に講師として出席した。

| | |
|------|----|
| 出席回数 | 14 |
|------|----|

(5) 動物愛護週間事業

動物の愛護及び管理に関する法律第4条の規定に基づき、県民に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、次の事業を行った。

| 事業内容 | 実施日 | 実施場所 | 参加人数 |
|----------|----------|-------|------|
| 犬の飼い方講習会 | 9月10日(金) | 本所 | 14名 |
| 犬の飼い方講習会 | 9月15日(水) | 知多支所 | 8名 |
| 犬の飼い方講習会 | 9月16日(木) | 東三河支所 | 6名 |
| 犬の飼い方講習会 | 9月17日(金) | 尾張支所 | 8名 |
| 動物慰霊祭 | 9月24日(金) | 本所 | 27名 |

(6) 動物の飼養に関する電話相談

犬、猫の飼い方、しつけ方、疾病予防等の電話相談に対し、センターの獣医師及び動物管理指導員が、適正飼養についての指導助言を行った。

| 相談内容 | 件数 |
|---------|--------|
| 日常管理 | 1,564 |
| しつけ | 221 |
| 病気 | 96 |
| 行方不明 | 3,596 |
| 引取り | 876 |
| 家族さがし | 2,049 |
| 侵入防止 | 1,485 |
| 不妊・去勢手術 | 38 |
| その他 | 1,681 |
| 動物取扱業 | 2,075 |
| 計 | 13,681 |

(7) 動物愛護事業に関する協力団体

センター事業の充実のため、センターが協力を要請する団体について愛知県の協力団体として登録し、様々な事業について協力を得た。

令和3年度は、新たに3団体が協力団体として登録し、愛知県の協力団体は計30団体となった。

2 家庭犬のしつけ方教室

(1) しつけ方相談

人と犬との良好な関係づくりをめざすため、犬のしつけ方で困っている飼い主からの相談に対し、本所では毎週火曜日、金曜日、各支所では随時「しつけ方相談」を実施し、飼い主に犬を同伴してもらい、しつけの方法の実技指導を行った。

| | |
|------|-----|
| 相談件数 | 145 |
| 参加人数 | 184 |

(2) 出前しつけ方教室

「しつけ方相談」は、本所・各支所を開催場所として実施しているが、飼い主が参加しやすくするため、市町村の協力を得て主に土曜日・日曜日に開催場所を設営し、その会場まで出張して犬のしつけ方等について実技を含め指導助言した。

| | |
|------|----|
| 実施回数 | 1 |
| 参加人数 | 22 |

(3) 優良な家庭犬育成教室

他の模範となる家庭犬とその飼い主等を育成するため、センターから譲渡した犬とその家族を対象に2日間にわたり、犬の飼育に係る法規、健康管理、しつけの実技指導等を本所において行った。

| | |
|------|----------------|
| 開催日 | 令和3年8月20日、同27日 |
| 受講者数 | 延べ8名 |

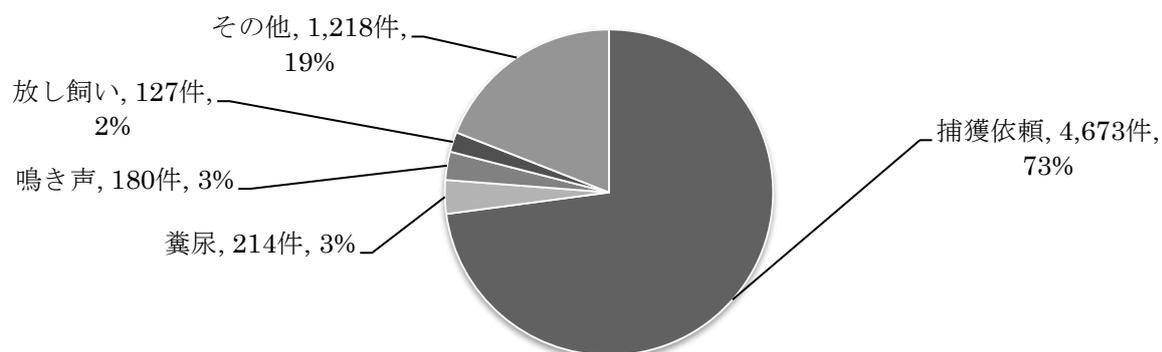
3 犬・猫の苦情、犬の捕獲・抑留

(1) 住民からの苦情対応

住民からの苦情は、犬の捕獲に関するものが多いが、近年、野良猫への餌やり等に関するものも増加している。飼い主の飼い方に関する苦情も多く、飼養状況の調査を行い、不適正な飼い方をする飼い主に対しては、必要に応じて愛犬管理指導票を交付し指導した。

| | |
|-------|-------|
| 苦情件数 | 6,412 |
| 指導票交付 | 24 |

苦情の内容



(2) 飼い主不明犬の捕獲

人の生命、身体又は財産等への危害の発生を防止するため、繋がれていない飼い主不明犬の捕獲を行った。

捕獲頭数（捕獲方法別） ※負傷含まず

| | | |
|---|---|-----|
| 手 | 技 | 717 |
| 捕 | 獲 | 器 |
| 吹 | き | 矢 |
| 計 | | 833 |

(3) 抑留犬の返還

捕獲し、抑留した犬については、公示するとともに、失踪届との照合等を行い、飼い主の判明したものについては速やかに返還した。

なお、返還の際には、失踪原因等の聞き取りを行い、それに基づく適切な飼養管理の指導を行った。 ※負傷含む

| | | | | |
|---|---|---|---|-----|
| 返 | 還 | 頭 | 数 | 265 |
|---|---|---|---|-----|

(4) 犬によるこう傷事故

動物の愛護及び管理に関する条例第11条に基づき届出がされるこう傷事故件数は、ここ数年横ばい傾向を示している。

事故を起こした犬の飼い主が判明している場合には、狂犬病について説明を行い、開業獣医師による狂犬病の検診を受けるよう指導した。また、狂犬病予防法に基づく犬の登録と、狂犬病の予防接種を年1回受けさせることは犬の所有者の債務であるため、それらについても未実施の飼い主に対して指導した。

なお、事故は、飼い主の飼養管理の不備が原因であることが多いため、飼い方等について愛犬管理指導票を交付して指導するとともに、必要に応じて繰り返し飼養管理について指導し、再発防止に努めた。

こう傷事故件数

| | |
|------|--------|
| 登録犬 | 176 |
| 無登録犬 | 30(19) |
| 計 | 206 |

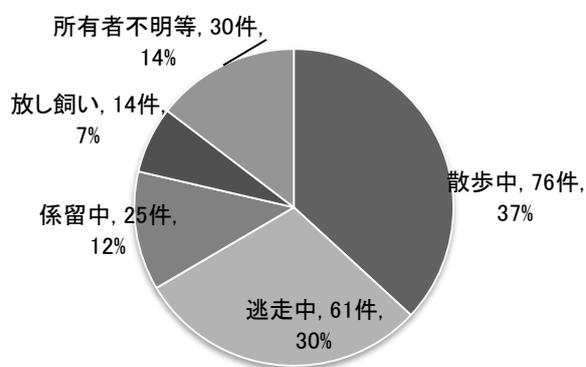
こう傷事故被害者数

| | |
|------|-----|
| 被害者数 | 208 |
|------|-----|

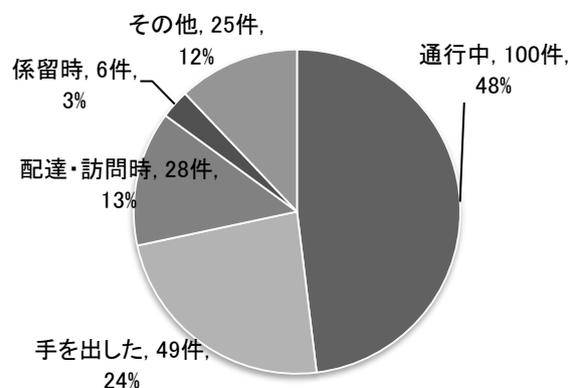
注：（ ）の数值は飼い主不明犬を再掲

こう傷事故の発生状況

<犬の状況>



<被害者の状況>



4 犬・猫の引取り

飼い主から引取りを求められた際には、動物は命あるものであり、終生飼養すべきであることを説明し、継続して飼養するか、飼い主の責務として新たな飼い主を探すよう繰り返し指導したうえで、やむをえない事情がある場合についてのみ、動物の愛護及び管理に関する法律第35条に基づき引取りを行った。

子犬や子猫の引取りにあたっては、今後はみだりに繁殖をさせることのないよう、飼い主に對し、不妊・去勢手術をするなど繁殖制限の措置を行うよう指導した。

引取り頭数

| | | |
|---|-------|-----|
| 犬 | | 46 |
| 猫 | 所有者あり | 106 |
| | 所有者不明 | 365 |
| 計 | | 517 |

注：猫は捕獲しないため所有者不明も引取りに計上

5 負傷動物の收容

所有者の判明しない負傷した犬又は猫が、道路、公園等の公共の場所にいる場合に收容を行った。

負傷動物の收容頭数

| | |
|---|---------|
| 犬 | 17 (4) |
| 猫 | 151 (3) |
| 計 | 168 (7) |

注：（ ）は返還した頭数

6 犬・猫の譲渡

(1) 犬の飼い方講習会

センターから犬を譲り受けたいと希望される方には、事前に犬の飼い方講習会（適切な飼い方、法令遵守、しつけ方等についての講習）を受講していただいた。

| | |
|------|-----|
| 開催回数 | 50 |
| 受講者数 | 421 |

(2) 猫の家族さがし

性格、健康状態等を判定し、家庭猫として適当と認めた猫について、原則として不妊・去勢手術を実施した後、希望者に譲渡した。

なお、譲渡希望は予約制としており、渡す際には室内飼い等の飼い方指導を行った。

| | |
|------|-----|
| 開催回数 | 20 |
| 参加者数 | 176 |

(3) 犬・猫の譲渡頭数

※負傷含む

| | | |
|---|----|-----|
| 犬 | 成犬 | 126 |
| | 子犬 | 314 |
| | 計 | 440 |
| 猫 | 成猫 | 132 |
| | 子猫 | 266 |
| | 計 | 398 |

(4) 譲渡犬・猫調査

センターから家庭犬・猫として譲渡した犬・猫について、その後の飼養状況調査を行い地域の模範的な飼い主となるように適正飼養について指導した。

| | 犬 | 猫 |
|--------|-----|-----|
| 調査指導件数 | 187 | 327 |

(5) 動物介在活動支援事業

平成14年度主要政策テーマ事業として開始した事業であり、センターに収容した犬を対象に、動物介在活動※を支援する犬の育成を行っている。センター収容犬で、家庭犬として適当と認めた犬のうち、支援犬としての適性の高い犬を選定して訓練を実施している。(令和3年度は該当する犬がいなかった。)

※ 動物介在活動(Animal-Assisted Activity)とは、動物と人とのふれあいを目的とする訪問活動のことであり、獣医師・ボランティアなどが健康な動物(犬・猫・ウサギなど)を連れて各種福祉施設などを訪問し、ふれあいの場を設け、お年寄りなどに対し精神的な「癒し」の効果とリハビリテーションの効果を期待するものです。また、社会や教育現場で、動物のもつ温もりや動物との接し方などを指導し、動物を通じて思いやりの心を育むこともあわせて期待するものです。

(6) 離乳前動物預託事業

平成30年度から、県単独事業として、収容された離乳前動物を自活可能な状態になるまで、センター職員以外の個人(ミルクボランティア)及び協力団体に預けて飼養管理をしてもらうことにより、殺処分を減少させる取り組みを実施することとした。令和3年度はミルクボランティア講習会を5回行い、25名をミルクボランティアとして新たに登録し、令和4年4月1日現在の登録者数は、103名となった。(平成28、29年度は環境省のモデル事業として、同事業を実施)

| | 犬 | 猫 | 計 |
|------|-----|-----|-----|
| 預託頭数 | 130 | 190 | 320 |

7 犬・猫の殺処分

抑留犬及び負傷収容した猫のうち返還に至らなかったもの、また、それらに加え、引き取った犬・猫のうち譲渡に適さないと判断した犬・猫は、殺処分した。※自然死を含む

| | 犬 | 猫 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|
| 殺処分頭数 | 198 | 226 | 424 |

8 中核市からの受託事業

捕獲犬及び負傷動物の保管業務に加え、引取りの犬猫等を含めたこれらの動物の処分業務を中核市から受託し実施した。

| | | 豊橋市 | 岡崎市 | 豊田市 | 一宮市 | 計 |
|------|---|--------|-----|-----|--------|---------|
| 受託頭数 | 犬 | 7(1) | 2 | 2 | 6(5) | 17(6) |
| | 猫 | 87(21) | 15 | 23 | 79(16) | 204(37) |

注：（ ）の数值は県において譲渡した頭数を再掲

9 動物取扱業に関する事業

(1) 第一種動物取扱業の登録状況

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、第一種動物取扱業の登録に関する事業を行うとともに、動物の適正な飼養及び保管に関し必要な知識を習得させるため、動物取扱責任者研修会を実施した。

新規登録件数

| | 本 所 | 尾張支所 | 知多支所 | 東三河支所 | 計 |
|-----|-----|------|------|-------|-----|
| 件 数 | 53 | 79 | 33 | 45 | 210 |

登録更新件数

| | 本 所 | 尾張支所 | 知多支所 | 東三河支所 | 計 |
|-----|-----|------|------|-------|-----|
| 件 数 | 247 | 228 | 79 | 135 | 689 |

登録変更届件数及び登録証再交付件数

| | 本 所 | 尾張支所 | 知多支所 | 東三河支所 | 計 |
|-------|------|--------|-------|-------|--------|
| 変更届件数 | 216 | 126 | 72 | 73 | 487 |
| 再交付件数 | 7(3) | 15(12) | 11(8) | 3(2) | 36(25) |

注：（ ）の数值は書き換え交付した件数を再掲

動物取扱責任者研修会実施状況

| 実施回数 | 研修会修了者 |
|------|--------|
| 0回 | 0名 |

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、すべての会場で開催を中止した。

第一種動物取扱業の登録件数

(令和4年3月末現在)

| | 本 所 | 尾張支所 | 知多支所 | 東三河支所 | 計 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------------|
| 販 売 業 | 309 | 391 | 143 | 194 | 1,037 |
| 保 管 業 | 337 | 362 | 133 | 136 | 968 |
| 貸 出 業 | 20 | 14 | 5 | 2 | 41 |
| 訓 練 業 | 43 | 51 | 29 | 15 | 138 |
| 展 示 業 | 58 | 41 | 19 | 17 | 135 |
| 競りあっせん業 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 譲受飼養業 | 2 | 2 | 1 | 1 | 6 |
| 計 (実事業所数) | 770 (611) | 861 (680) | 330 (243) | 366 (307) | 2,327 (1,841) |

(2) 第二種動物取扱業の届出状況

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、第二種動物取扱業（営利性を有しないもの）の届出に関する事業を行った。

第二種動物取扱業の届出件数

(令和4年3月末現在)

| | 本 所 | 尾張支所 | 知多支所 | 東三河支所 | 計 |
|--------------|------------|------------|----------|----------|------------|
| 譲 渡 業 | 12 | 10 | 2 | 6 | 30 |
| 保 管 業 | 1 | 2 | 0 | 0 | 3 |
| 貸 出 業 | 1 | 1 | 0 | 1 | 3 |
| 訓 練 業 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 展 示 業 | 5 | 4 | 2 | 0 | 11 |
| 計 (実事業所数) | 20 (17) | 17 (13) | 4 (4) | 7 (7) | 48 (41) |

(3) 立入検査

動物取扱業者に対し、動物の健康及び安全を保持するための飼養施設の構造、その取扱う動物の管理方法等について、立入調査を行った。

立入検査延べ件数

| | 本 所 | 尾張支所 | 知多支所 | 東三河支所 | 計 |
|----------|-----|------|------|-------|-------|
| 第一種動物取扱業 | 443 | 300 | 174 | 209 | 1,126 |
| 第二種動物取扱業 | 6 | 6 | 7 | 1 | 20 |

10 特定動物の飼養の制限に関する事業

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、特定動物による人への危害を防止するための事業を行った。

(1) 飼養許可状況

特定動物の飼養許可申請について、飼養施設、飼養管理等の調査を実施し、基準に適合したものについて、期間及びその他の条件を付して許可した。

飼養許可件数

| | 本 所 | 尾張支所 | 知多支所 | 東三河支所 | 計 |
|---------|-----|------|------|-------|----|
| 許 可 件 数 | 2 | 23 | 3 | 3 | 31 |

特定動物の飼養許可件数

(令和4年3月末現在)

| | | | 許可件数 | 飼養頭数 |
|-----|------|---------|------|-------|
| 哺乳綱 | 霊長目 | アテリダエ科 | 5 | 17 |
| | | おながざる科 | 36 | 1,270 |
| | | てながざる科 | 5 | 22 |
| | | ひと科 | 3 | 21 |
| 鳥綱 | たか目 | たか科 | 1 | 1 |
| 爬虫綱 | かめ目 | かみつきがめ科 | 9 | 16 |
| | とかげ目 | どくとかげ科 | 2 | 3 |
| | | おおとかげ科 | 1 | 1 |
| | | にしきへび科 | 10 | 13 |
| | | ボア科 | 19 | 9 |
| | わに目 | アリゲーター科 | 13 | 12 |
| | | クロコダイル科 | 1 | 1 |

(2) 立入検査

特定動物による危害の防止は、飼い主が日常から逃走防止に留意した飼養管理をすることが重要である観点から、飼養施設に対する立入検査を実施した。

| | 本 所 | 尾張支所 | 知多支所 | 東三河支所 | 計 |
|-------|-----|------|------|-------|----|
| 延 件 数 | 12 | 25 | 10 | 6 | 53 |

(3) 飼養施設外飼養・保管届出件数

業としての展示など飼養施設の外へ出すことの届出がされた場合は、安全対策等を確認のうえ受理した。

| | 本 所 | 尾張支所 | 知多支所 | 東三河支所 | 計 |
|-----|-----|------|------|-------|---|
| 件 数 | 7 | 1 | 0 | 0 | 8 |

※特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第2号のイ関係

第3 参考

1 沿革

- 昭和 23 年 保健所法の施行に伴い畜犬行政が警察業務から保健所業務の一環として組み入れられた。
- 昭和 25 年 8 月 狂犬病予防法及び同法施行令が定められた。
- 昭和 43 年 3 月 犬による危害防止条例（条例第 6 号）が公布され、同年 7 月に施行された。
- 昭和 44 年 4 月 県の機構改革により、県下 6 保健所（豊橋、岡崎、一宮、半田、春日井、刈谷）に犬の抑留及び処分施設が設置された。
- 昭和 49 年 4 月 昭和 48 年 10 月に制定された動物の保護及び管理に関する法律が施行され、衛生部が当該業務を所管することとされた。
- 昭和 53 年 12 月 動物の保護及び管理に関する法律第 6 条の規定に基づき、猛獣等の飼養の制限に関する条例（条例第 50 号）が公布され、翌 54 年 4 月に施行された。
- 昭和 62 年 4 月 愛知県動物保護管理センターが、地方自治法第 158 条第 6 項の規定に基づき設置され、本所・3 支所・5 詰所の体制で業務を開始した。
- 平成 元年 4 月 尾張支所の庁舎新築に伴い、一宮詰所、春日井保健所詰所及び春日井詰所が廃止された。
- 平成 2 年 10 月 知多支所の庁舎新築に伴い、半田詰所が廃止された。
- 平成 5 年 4 月 東三河支所の庁舎新築に伴い、新城詰所が廃止された。
- 平成 10 年 4 月 豊田市が中核市に移行し、同市内の犬の捕獲等の業務が豊田市の業務となった。
- 平成 11 年 4 月 豊橋市が中核市に移行し、同市内の犬の捕獲等の業務が豊橋市の業務となった。
また、動物の保護及び管理に関する法律施行令が改正され、犬・ねこの引取り等の業務が中核市の業務となった。
- 平成 11 年 12 月 動物の保護及び管理に関する法律の改正が公布され、法律名が動物の愛護及び管理に関する法律に変わり、動物取扱業の届出制等が導入された。
- 平成 12 年 4 月 県の機構改革により、愛知県動物保護管理センターの主管部局が、健康福祉部となった。
- 平成 13 年 3 月 犬による危害防止条例及び猛獣等の飼養の制限に関する条例を統合した動物の愛護及び管理に関する条例（条例第 3 号）が公布され、同年 4 月から動物取扱業が登録制とされた。
- 平成 14 年 4 月 愛知県動物保護管理センターが、地方自治法第 156 条第 1 項の規定に基づく行政機関となった。
- 平成 15 年 4 月 岡崎市が中核市に移行し、同市内の犬の捕獲等の業務が岡崎市の業務となった。
- 平成 17 年 6 月 動物の愛護及び管理に関する法律の改正が公布され、翌 18 年 6 月から動物取扱業及び特定動物に関する規制が強化された。

- 平成 18 年 3 月 動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、動物の愛護及び管理に関する条例の改正が公布され、同年 6 月に施行された。
- 平成 18 年 6 月 愛知県事務処理特例条例に基づき、豊田市及び豊橋市に特定動物飼養保管許可等の事務が、岡崎市に同事務に加え動物取扱業の登録等の事務が委譲された。
- 平成 20 年 3 月 動物の愛護及び管理に関する法律第 6 条に基づき、愛知県動物愛護管理推進計画が策定された。
- 平成 23 年 4 月 犬猫の引取りの窓口がセンターに一元化されると共に有料化された。
- 平成 24 年 1 月 動物の愛護及び管理に関する法律施行令・同規則の一部が改正され、動物取扱業の登録を要する取扱いの追加等がなされた。
- 平成 24 年 6 月 動物の愛護及び管理に関する法律施行令・同規則の一部が改正され、販売業者、貸出業者及び展示業者において犬又は猫の夜間展示規制がなされた。
- 平成 24 年 9 月 動物の愛護及び管理に関する法律の改正が公布され、翌 25 年 9 月から動物の終生飼養が徹底されるとともに、動物取扱業者に係る規制が強化された。
- 平成 26 年 3 月 愛知県動物愛護管理推進計画が改正された。
- 平成 26 年 12 月 動物の愛護及び管理に関する法律第 4 条第 3 項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について環境省から示された。
- 平成 28 年 9 月 動物の愛護及び管理に関する法律施行令・同規則の一部が改正され、販売業者において、犬又は猫の販売が、出生後 45 日から 49 日に引き上げられた。
- 令和 2 年 4 月 施設名称を愛知県動物愛護センターに改称した。
愛知県手数料条例が改正され、犬又は猫の譲渡し手数料が新設された。
- 令和 2 年 6 月 6 月 1 日から第一種動物取扱業における動物取扱責任者の資格要件が厳格化し、特定動物の飼養・保管の目的について、規制が強化された。
- 令和 4 年 6 月 犬猫等販売業者が販売する犬又は猫について、マイクロチップの装着が義務化された。

2 センターの施設概要

| | 所在地 | 土地 (㎡) | 建物 (㎡) |
|-----------|--------------------|-----------|----------|
| 本 所 | 豊田市穂積町新屋 73-3 | 18,143.96 | 1,848.41 |
| 尾 張 支 所 | 一宮市浅井町西海戸字余陸寺 31-1 | 2,546.66 | 614.20 |
| 知 多 支 所 | 半田市乙川末広町 100-1 | 2,263.55 | 553.71 |
| 東 三 河 支 所 | 豊橋市神野新田町字京ノ割 50-2 | 3,150.12 | 570.18 |

第4 資料

1 市町村別業務内訳表（犬登録頭数は令和4年4月1日現在値）

（本 所）

| 市町村名 | 犬登録頭数 | 犬捕獲頭数 | 返還頭数 | こう傷事故件数 | 引取頭数 | | 譲渡頭数 | | 負傷動物 | |
|---------|--------|-------|------|---------|------|-----|------|-----|------|----|
| | | | | | 犬 | 猫 | 犬 | 猫 | 犬 | 猫 |
| 瀬戸市 | 7,769 | 22 | 7 | 7 | 2 | 11 | 7 | 10 | 0 | 2 |
| 尾張旭市 | 4,722 | 1 | 0 | 2 | 0 | 8 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| 長久手市 | 3,601 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 4 | 2 | 0 | 1 |
| 豊明市 | 4,397 | 3 | 2 | 2 | 0 | 10 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| 日進市 | 6,054 | 2 | 2 | 1 | 1 | 12 | 4 | 4 | 0 | 0 |
| 東郷町 | 3,251 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 |
| 碧南市 | 4,270 | 5 | 5 | 7 | 10 | 6 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 刈谷市 | 7,081 | 10 | 9 | 11 | 0 | 16 | 1 | 8 | 0 | 3 |
| 高浜市 | 2,954 | 2 | 0 | 2 | 1 | 4 | 1 | 2 | 0 | 2 |
| 安城市 | 9,129 | 5 | 5 | 13 | 1 | 29 | 3 | 7 | 0 | 5 |
| 知立市 | 3,489 | 4 | 3 | 2 | 0 | 9 | 1 | 3 | 0 | 0 |
| みよし市 | 3,756 | 2 | 2 | 3 | 2 | 7 | 5 | 2 | 0 | 1 |
| 西尾市 | 10,830 | 118 | 10 | 9 | 3 | 43 | 7 | 7 | 1 | 3 |
| 幸田町 | 2,576 | 34 | 3 | 3 | 0 | 5 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| 名古屋市 | | | 1 | | | | 57 | 17 | | |
| 豊橋市 | | | 0 | | | | 6 | 1 | | |
| 豊田市 | | | 0 | | | | 7 | 17 | | |
| 岡崎市 | | | 0 | | | | 7 | 10 | | |
| 一宮市 | | | 0 | | | | 7 | 3 | | |
| 他の県内市町村 | | | 2 | | | | 24 | 25 | | |
| 県外 | | | 0 | | | | 0 | 0 | | |
| 計 | 73,879 | 210 | 52 | 65 | 20 | 161 | 145 | 126 | 3 | 22 |

(尾張支所)

| 市町村名 | 犬登録頭数 | 犬捕獲頭数 | 返還頭数 | こう傷事故件数 | 引取頭数 | | 譲渡頭数 | | 負傷動物 | |
|---------|--------|-------|------|---------|------|-----|------|-----|------|----|
| | | | | | 犬 | 猫 | 犬 | 猫 | 犬 | 猫 |
| 春日井市 | 18,767 | 10 | 6 | 7 | 1 | 44 | 1 | 5 | 0 | 5 |
| 小牧市 | 10,243 | 17 | 14 | 10 | 3 | 14 | 1 | 5 | 0 | 7 |
| 犬山市 | 4,424 | 11 | 6 | 2 | 0 | 9 | 2 | 1 | 1 | 6 |
| 江南市 | 5,801 | 12 | 7 | 11 | 2 | 31 | 1 | 11 | 1 | 6 |
| 岩倉市 | 2,268 | 4 | 3 | 2 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 大口町 | 1,372 | 5 | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 扶桑町 | 2,148 | 4 | 2 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 稲沢市 | 8,152 | 24 | 14 | 6 | 5 | 13 | 1 | 9 | 0 | 8 |
| 清須市 | 3,809 | 3 | 3 | 3 | 1 | 8 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 北名古屋市 | 4,745 | 2 | 2 | 10 | 0 | 10 | 1 | 1 | 0 | 3 |
| 豊山町 | 1,011 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 津島市 | 4,249 | 9 | 4 | 3 | 0 | 0 | 0 | 69 | 0 | 4 |
| 愛西市 | 4,155 | 14 | 7 | 6 | 4 | 8 | 2 | 10 | 0 | 2 |
| 弥富町 | 2,293 | 6 | 1 | 1 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| あま市 | 5,665 | 4 | 3 | 4 | 0 | 11 | 0 | 6 | 0 | 1 |
| 大治町 | 2,180 | 3 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 蟹江町 | 1,821 | 2 | 1 | 3 | 0 | 19 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 飛島村 | 408 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 名古屋市 | | | 3 | | | | 23 | 2 | | |
| 豊橋市 | | | 0 | | | | 0 | 2 | | |
| 豊田市 | | | 0 | | | | 0 | 0 | | |
| 岡崎市 | | | 0 | | | | 0 | 0 | | |
| 一宮市 | | | 4 | | | | 7 | 31 | | |
| 他の県内市町村 | | | 0 | | | | 3 | 4 | | |
| 県外 | | | 7 | | | | 0 | 0 | | |
| 計 | 83,511 | 132 | 96 | 73 | 19 | 186 | 42 | 157 | 3 | 63 |

(知多支所)

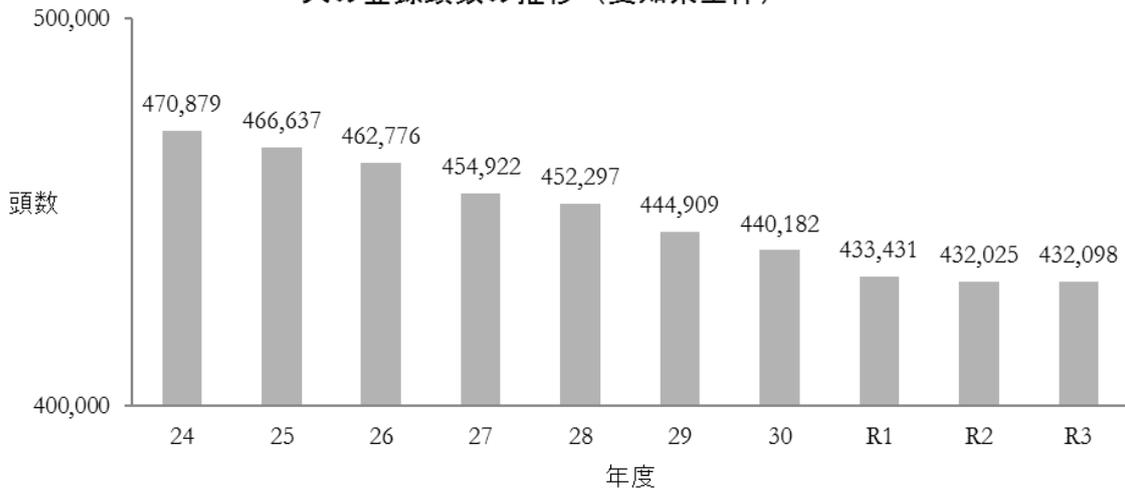
| 市町村名 | 犬登録頭数 | 犬捕獲頭数 | 返還頭数 | こう傷事故件数 | 引取頭数 | | 譲渡頭数 | | 負傷動物 | |
|---------|--------|-------|------|---------|------|----|------|----|------|----|
| | | | | | 犬 | 猫 | 犬 | 猫 | 犬 | 猫 |
| 半田市 | 6,844 | 122 | 31 | 10 | 0 | 6 | 6 | 8 | 2 | 12 |
| 阿久比町 | 1,995 | 61 | 11 | 1 | 0 | 3 | 4 | 7 | 2 | 1 |
| 東浦町 | 3,137 | 9 | 6 | 4 | 0 | 11 | 4 | 7 | 0 | 3 |
| 武豊町 | 2,960 | 16 | 8 | 2 | 0 | 19 | 5 | 2 | 0 | 2 |
| 南知多町 | 976 | 4 | 3 | 1 | 0 | 3 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 美浜町 | 1,659 | 17 | 2 | 3 | 0 | 6 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 常滑市 | 3,782 | 130 | 4 | 3 | 0 | 13 | 4 | 11 | 2 | 2 |
| 東海市 | 5,881 | 9 | 8 | 5 | 0 | 5 | 18 | 6 | 0 | 3 |
| 大府市 | 5,004 | 7 | 4 | 2 | 0 | 2 | 3 | 5 | 0 | 0 |
| 知多市 | 5,026 | 13 | 3 | 8 | 0 | 7 | 3 | 8 | 1 | 3 |
| 名古屋市 | | | 2 | | | | 16 | 1 | | |
| 豊橋市 | | | 0 | | | | 0 | 2 | | |
| 豊田市 | | | 0 | | | | 1 | 1 | | |
| 岡崎市 | | | 0 | | | | 0 | 0 | | |
| 一宮市 | | | 0 | | | | 0 | 0 | | |
| 他の県内市町村 | | | 1 | | | | 123 | 8 | | |
| 県外 | | | 0 | | | | 0 | 0 | | |
| 計 | 37,264 | 388 | 83 | 39 | 0 | 75 | 192 | 68 | 7 | 26 |

(東三河支所)

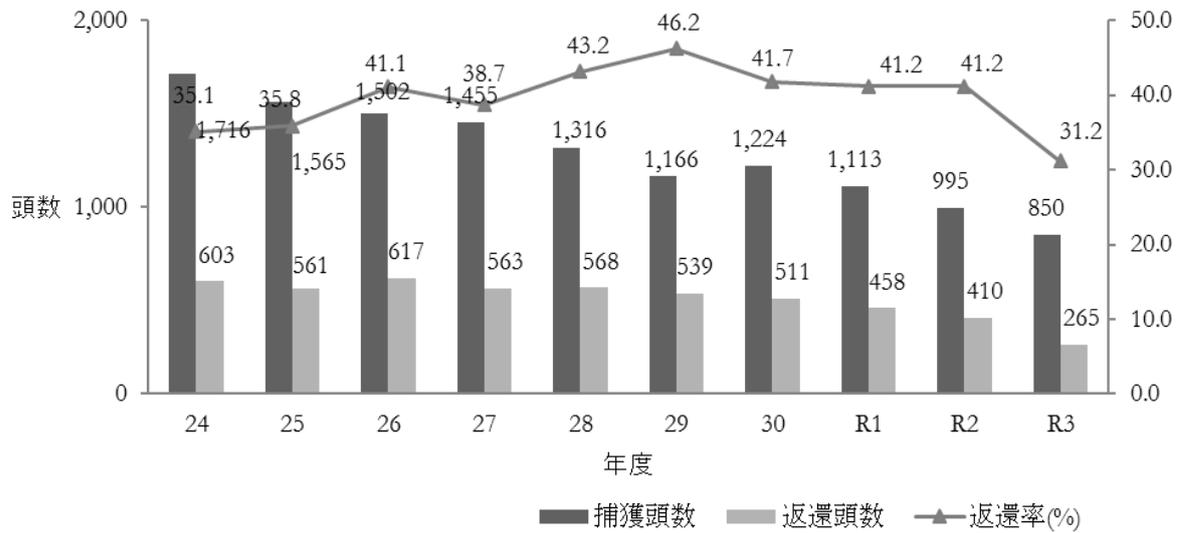
| 市町村名 | 犬登録頭数 | 犬捕獲頭数 | 返還頭数 | こう傷事故件数 | 引取頭数 | | 譲渡頭数 | | 負傷動物 | |
|---------|---------|-------|------|---------|------|-----|------|-----|------|-----|
| | | | | | 犬 | 猫 | 犬 | 猫 | 犬 | 猫 |
| 新城市 | 3,052 | 10 | 4 | 2 | 1 | 4 | 4 | 4 | 0 | 1 |
| 設楽町 | 244 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 東栄町 | 228 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 豊根村 | 95 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 豊川市 | 11,649 | 22 | 12 | 17 | 3 | 8 | 15 | 11 | 2 | 23 |
| 蒲郡市 | 4,058 | 35 | 7 | 6 | 3 | 4 | 4 | 3 | 0 | 8 |
| 田原市 | 3,605 | 36 | 9 | 3 | 0 | 33 | 3 | 4 | 2 | 8 |
| 名古屋市 | | | 0 | | | | 3 | 0 | | |
| 豊橋市 | | | 1 | | | | 26 | 23 | | |
| 豊田市 | | | 0 | | | | 0 | 0 | | |
| 岡崎市 | | | 0 | | | | 0 | 1 | | |
| 一宮市 | | | 0 | | | | 0 | 0 | | |
| 他の県内市町村 | | | 0 | | | | 6 | 0 | | |
| 県外 | | | 1 | | | | 0 | 0 | | |
| 計 | 22,931 | 103 | 34 | 29 | 7 | 49 | 61 | 47 | 4 | 40 |
| 本支所合計 | 217,585 | 833 | 265 | 206 | 46 | 471 | 440 | 398 | 17 | 151 |

2 過去10年間の統計グラフ

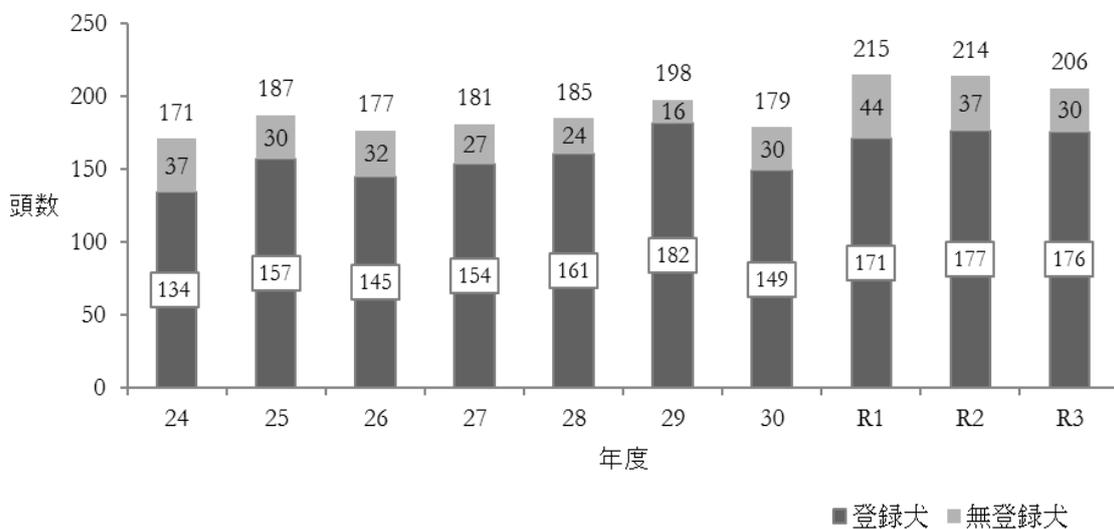
犬の登録頭数の推移（愛知県全体）

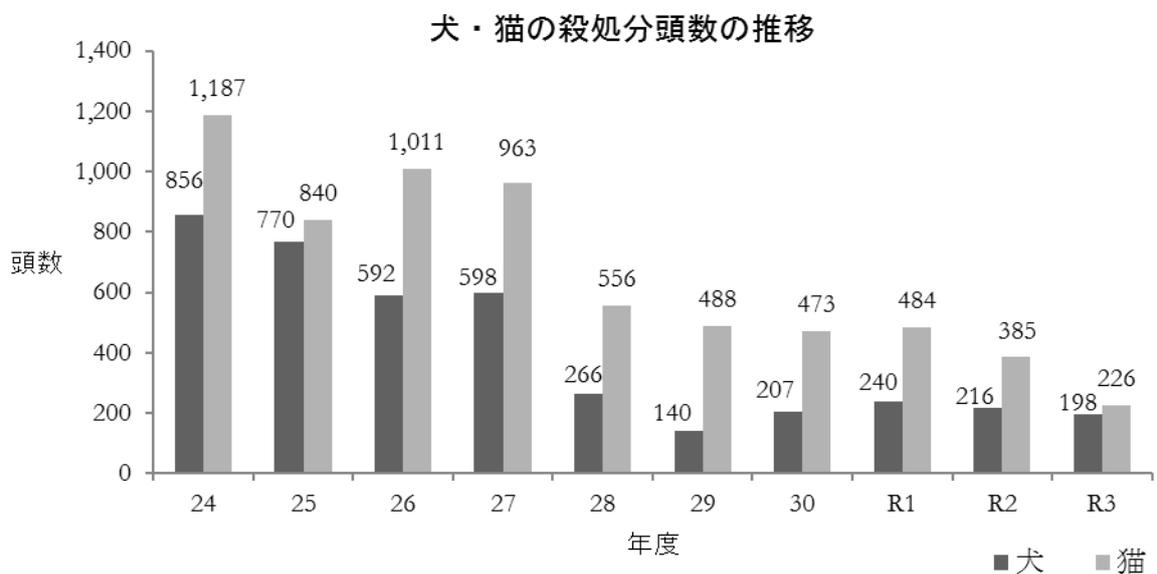
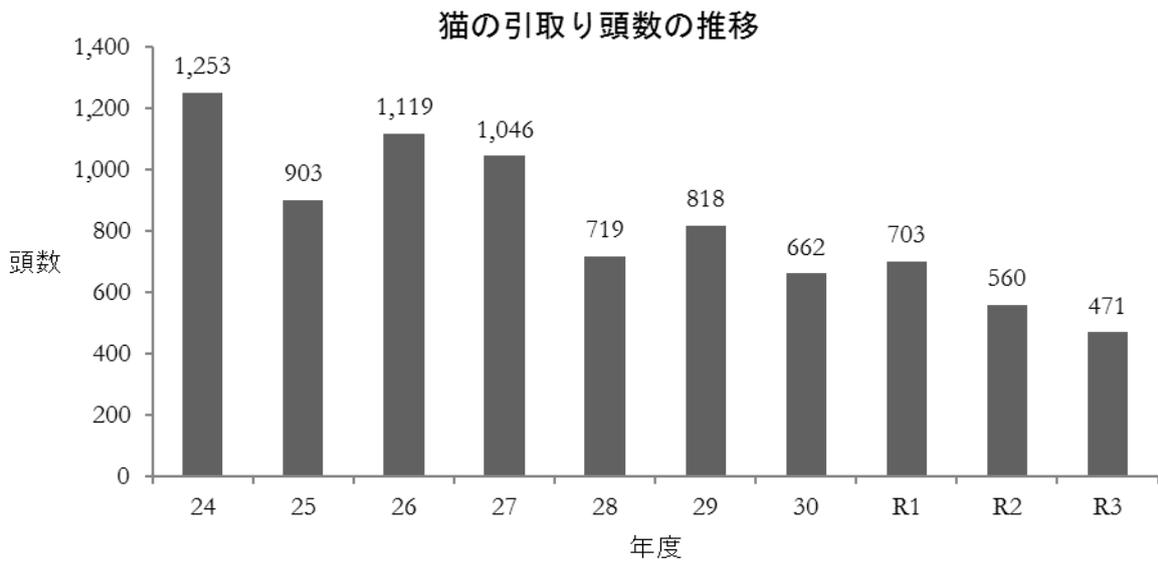
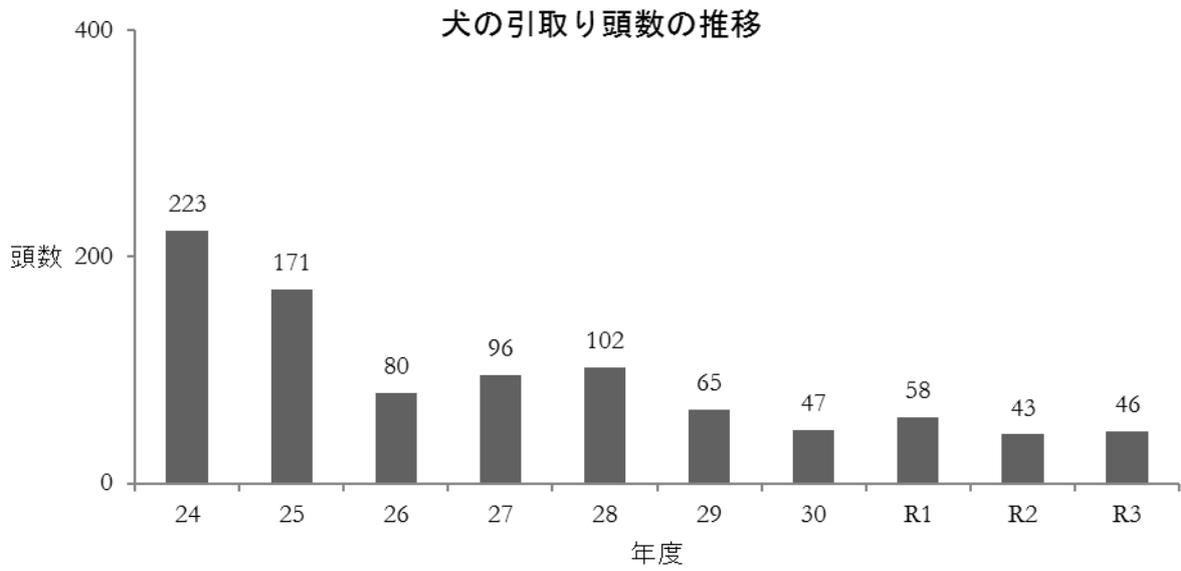


犬の捕獲頭数、返還頭数、返還率の推移（負傷を含む）



こう傷事故件数の推移





【 発 行 】

令和4年9月

愛知県動物愛護センター

〒444-2222 愛知県豊田市穂積町新屋 73-3

電話 0565-58-2323

FAX 0565-58-2330

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/doukan-c/>